

岡山県社会人バスケットボール連盟規約

第一章 名称

第1条 この連盟は岡山県社会人バスケットボール連盟と称する。(以下連盟という)

第2条 本連盟は事務局を「理事会の指定する処」に置く。

第二章 組織

第3条 本連盟は岡山県バスケットボール協会に登録加盟の社会人チームで本連盟の目的に賛同するものをもって組織する。

第三章 目的

第4条 本連盟は県のアマチュアバスケットボール競技の健全なる普及と発展に寄与すると共に、加盟チームの技術の向上並びに相互の親睦をはかることを目的とする。

第四章 事業

第5条 本連盟は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 日本社会人バスケットボール連盟並びに岡山県バスケットボール協会との連携
- (2) 競技会・交流会の開催
- (3) 講習会ならびに研修会の開催
- (4) 競技並びに競技規則の研究, 普及指導及び奨励
- (5) 競技用具, 設備の研究指導・推薦
- (6) その他本連盟の目的達成のための事業

第五章 役員

第6条 連盟に次の役員をおく。

会長 1名 副会長 若干名 理事長 1名 副理事長 若干名
常任理事 若干名 理事 若干名 監事 2名

会長は必要に応じて連盟に顧問, 参与を理事会の承認を経て置くことができる。

【会長・副会長】

第7条 会長, 副会長は理事会で推薦された者で, 総会の決議によって選任する。

会長は本連盟を代表する。

副会長は会長を補佐し, 会長に事故あるときはその職務を代行する。

【理事】

第8条 理事は理事会で推薦された者で, 総会の決議によって選任する。

理事は理事会を構成し, 第三章の目的を達成するための事業を決定又は承認する。

第9条 理事長, 副理事長は理事会で推薦し, 総会の決議によって選任する。

理事長は連盟のすべての業務を統轄する。

副理事長は理事長を補佐し, 理事長に事故あるときはその職務を代行する。

【常任理事】

第10条 常任理事は会長, 副会長, 理事長, 副理事長, 総務委員長をもって構成する。

常任理事は常任理事会を構成し, 理事会の決定, 承諾事項を執行すると共に, 第3章の目的を達成するための業務を企画する。

【監事】

第11条 監事は理事会で推薦された者で、総会の決議によって選任する。

監事は次に掲げる職務を行う。

- ① 理事の職務の執行を監査し監査報告を作成すること。
- ② 本連盟の業務及び財産の状況を調査すること。
- ③ 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。

【専門委員会】

第12条 理事会の決議を得て、専門委員会規定第1条の専門委員会を置くことができる。

委員会の組織及び業務については専門員委員会規定で定める。

【任期・役員補充】

第13条 役員の任期は2ヶ年とし年度末までとする。但し再任は妨げない。役員に欠員が生じたときはその補充をする。補充された役員の任期は前任者の残任期間とする。

【解任】

第14条 理事及び監事は、その地位にふさわしくない行為があったとき、又は心身の故障等によりその職務を行うことができなくなったときは、理事会において、総理事の半数以上で総理事の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって解任することができる。

【役員の定年制】

第15条 役員は、就任時において、その年齢が70歳未満でなければならない。

なお、役員が任期の途中において70歳の満年齢を迎えた場合は、その役員は任期が満了するまで役員として在任することとする。

第六章 会 議

【総会】

第16条 次の事項は理事会において決定し、総会により承認する。

- (1) 事業計画
- (2) 予算, 決算
- (3) 役員選出
- (4) 規約の改正
- (5) その他重要事項

第17条 総会は毎年1回会長が召集しこれを開き、会長が議長となる。

ただし必要に応じて臨時総会を開くことができる。

また、非常事態等、会員が一同に参集できない場合は、書面による審議の上、書面表決にて決議する(メール返信を可とし、氏名(フルネーム)及び可否の記載を要件とする)

第18条 総会は加盟チームが2分の1出席すれば成立する。その場合委任状を提出すれば出席したものとみなす。

【理事会】

第19条 理事会は定例と臨時とし、定例理事会は毎年2回以上理事長が招集し、理事長が議長となる。

また、非常事態等、会員が一同に参集できない場合は、書面による審議の上、書面表決にて決議する(メール返信を可とし、氏名(フルネーム)及び可否の記載を要件とする)

第20条 理事会は理事が3分の2出席すれば成立する。その場合委任状を提出すれば出席したものとみなす。

【常任理事会】

第21条 常任理事会は理事長が必要に応じ招集し、理事長が議長となる。

また、非常事態等、会員が一同に参集できない場合は、書面による審議の上、書面表決にて決議する(メール返信を可とし、氏名(フルネーム)及び可否の記載を要件とする)

第22条 常任理事会は常任理事が2分の1出席すれば成立する。その場合委任状を提出すれば出席したものとみなす。

【会議の決議】

第23条 すべての会議の決議は議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決する。

第七章 登 録

第24条 本連盟の加盟チーム並びに競技者は毎競技年度の当初において日本バスケットボール協会及び岡山県バスケットボール協会に登録しなければならない。

ただし競技年度途中でも登録できるものとする。

第25条 本連盟に加盟していないものは各協会ならびに連盟主催する競技会に参加することはできない。

第26条 本連盟に加盟、登録については日本バスケットボール協会の登録規定に準ずる。

第八章 会 計

第27条 本連盟の経費は岡山県バスケットボール協会助成金、事業収入、補助金、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

第28条 本連盟の加盟チームは各協会で定めた、チーム登録料及び競技者登録料を納入しなければならない。

第29条 本連盟の会計年度は毎年2月25日から翌年2月24日までとする。

第九章 細 則

第30条 本規約に定めるもののほか、本連盟の運営に関し必要な事項は理事会の議決を経て別に定める。

次の事項に関することについては岡山県バスケットボール協会の各規定を適用する。

- (1) 基本規定内の加盟及び登録に関すること
- (2) 裁定規定、規律規定に関すること

第十章 付 則

第31条 本規約及び、専門委員会規定、特別規定の改正は理事会の決議を得て、これを行う。

第32条 本規約は平成30年4月1日より施行する。

平成30年4月15日改訂

令和3年6月12日改訂

令和5年5月13日改訂

令和6年5月11日改訂

令和6年6月9日改訂

専 門 委 員 会 規 定

第1条 岡山県社会人バスケットボール連盟規約第12条により専門委員会として連盟に

総務委員会
競技会委員会
審判委員会
技術委員会
TO委員会
広報委員会
裁定・規律委員会

をおく。

※各カテゴリーの仕分けは各専門委員会の中で分かれる。

第2条 各委員会は委員長1名、副委員長若干名、委員若干名をもって構成する。

各専門委員会の委員長、副委員長及び委員は、理事会の決議を得て理事長が委嘱する。

第3条 委員長は各委員会を代表しその任務遂行の任を負う。副委員長は委員長を補佐し、委員は委員会の業務を処理する。

【任期・専門委員補充】

第4条 委員長、副委員長及び委員の任期は2ヶ年とする。但し再任は妨げない。

専門委員に欠員が生じたときはその補充をすることができる。

補充された専門委員の任期は前任者の残任期間とする。

【専門委員の定年制】

第5条 専門委員は、就任時において、その年齢が70歳未満でなければならない。

なお、専門委員が任期の途中において70歳の満年齢を迎えた場合は、

その専門委員は任期が満了するまで専門委員として在任することとする。

【専門委員の職務】

第6条 総務委員会は次の事項を処理する。

1. 登 録
2. 会 計
3. 庶 務（規約・規定変更、表彰）
4. 他の委員会に属さない事項

第7条 競技会委員会は次の事項を処理する。

1. 競技会の計画, 管理運営
2. 記録の整理

第8条 審判委員会は次の事項を処理する。

1. 競技会の審判
2. 審判員の指導養成
3. 公認審判員の推薦
4. 審判技術の研究発表

第9条 技術委員会は次の事項を処理する。

1. 選手強化に関する技術研究
2. 指導者の養成
3. 技術普及

第10条 TO委員会は次の事項を処理する。

1. 記録員, 計測員の指導養成
2. 記録計測機器の研究発表
3. 記録計測技術の普及

第11条 広報委員会は次の事項を処理する。

1. 記録の整理・保存
2. 広報活動

第12条 裁定・規律委員会は次の事項を処理する。

1. 競技及び競技会の違反行為に対する調査・審議
2. プレイクリーンの推進

第13条 本規約は平成30年4月1日より施行する。

令和5年5月13日改訂